

第 15 編

慎重審査対象船舶

第15編 慎重審査対象船舶

第1章 全般的事項	1
第1 全般的留意点	1
第2 対象	1
第2章 慎重審査対象船舶の指定と解除	3
第1 慎重審査対象船舶の指定	3
第2 慎重審査対象船舶の指定の解除	3
第3章 慎重審査対象船舶の入出港等	5
第1 慎重審査対象船舶からの入港通報があった場合の措置	5
第2 慎重審査対象船舶の入出港時における取扱い	5
第3 慎重審査対象船舶の乗員に対する上陸許可の取扱い	5
第4 脱船逃亡事案が発生した船舶の長又は運送業者に対する指示	6
第4章 様式	7

第1章 全般的事項

第1 全般的留意点

船舶の航行は、船舶単位の言わば集合体として行われているものであり、その一部に何らかの問題が発生した場合に、その集合体としての船舶に対して責任を課するという考え方から、当該船舶を慎重審査対象船舶として指定し、その乗員の入国管理を厳格に行うものである。

この取扱いに関する主な留意点は、次のとおりである。

- 1 上記「集合体としての責任」が重大であるかを適切に判断し、確実な指定を行う。
- 2 慎重審査対象船舶の指定制度は、各官署の連携により乗員の厳格な管理を行うものであるため、迅速に指定・通報を行う。
- 3 「集合体としての責任」を問いつつ、なお、船舶の事情、乗員への人権等に対する配慮を適切に行う。

第2 対象

次のいずれかに当てはまる事情を有する船舶を、慎重審査対象船舶とする。

- 1 過去1年以内に密航者を運搬したこと。
[Redacted]
- 2 過去1年以内に密航者を運搬した疑いがあると認められること。
[Redacted]
- 3 過去1年以内に乗員が脱船逃亡したことがあること。
[Redacted]

- [REDACTED]
- 4 過去1年以内に不法出国者を運搬したことがあるか、運搬した疑いがあると認められること。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 5 過去1年以内に乗員が本邦において麻薬・覚せい剤等の薬物又は銃砲刀剣類に関する法令に違反した疑いにより逮捕されるなどの事情があること。 [REDACTED]

- [REDACTED]
- 6 過去1年以内に乗員が本邦に上陸中に集団で刑罰法令に違反した疑いにより逮捕されるなどの事情があること。 [REDACTED]

- 7 過去1年以内に、当該船舶に乗り組む乗員名義の乗員上陸許可書が当該船舶内外の者によって不法上陸等に不正使用されたことがあること。

- 8 過去1年以内に、船長が法第6章に規定する各種義務を怠り、入国審査官の職務の執行に著しい支障を来したことがあること。

- 9 1から8に掲げるいずれにも該当しない船舶で、特に慎重審査対象船舶として指定する必要があると認められるもの。

第2章 慎重審査対象船舶の指定と解除

第1 慎重審査対象船舶の指定

- 1 海港を分担する地方局等又は出張所の長は、船舶について、第1章第2の1から9に掲げるいずれかの事実を認めたときは、当該船舶を慎重審査対象船舶として指定する。
- 2 上記1の場合で、当該船舶が既に慎重審査対象船舶の指定を受けているときは、海港を分担する地方局等又は出張所の長は、再度慎重審査対象船舶として指定する。
- 3 慎重審査対象船舶の指定を行った場合、乗員上陸許可支援システム（以下「システム」という。）導入庁にあっては、システムに入力する。海港を分担していないシステム未導入庁にあっては、当該船舶の入港実績のあるシステム導入庁に対し適宜の方法により入力を依頼する。
- 4 慎重審査対象船舶の指定を行った地方局等及び出張所の長は、慎重審査対象船舶指定通報（別記第1号様式）をもって入管WANにより、本庁へ報告する。この場合において、当該指定が不適切であるとして、本庁から慎重審査対象船舶指定解除の指示がなされたときには、当該地方局等及び出張所の長は、指定を解除する。
- 5 出張所の長が自らの判断により指定することが適当でないとするものについては、地方局等の長（以下「上局」という。）に進達する。
- 6 入国審査官は、第1章第2の3の事案が発生した場合は、船長又は運送業者に脱船逃亡した乗員に係る乗員調査書（別記第3号様式）を提出させ、これを慎重審査対象船舶指定通報に添付し、保存する。

第2 慎重審査対象船舶の指定の解除

1 解除基準

慎重審査対象船舶が、次のいずれかに該当するときは、指定を解除する。

(1) 第1章第2の1の理由による指定

慎重審査対象船舶に指定されることとなった事由が発生した日から1年を経過したとき。

(2) 第1章第2の2及び4の理由による指定

慎重審査対象船舶に指定されることとなった事由が発生した日から1年を経過したとき。

(3) 第1章第2の3及び5～9の理由による指定

慎重審査対象船舶に指定されることとなった事由が発生した日から1年を経過したとき。

(4) その他

2 解除手続

(1) 慎重審査対象船舶に指定されることとなった事由が発生した日から1年を経過した船舶については、システムにより自動的に解除されることから、解除の手続を要しない。

(2)

(3) 慎重審査対象船舶の指定の解除を行った場合、システムで解除を行う。

(4) 慎重審査対象船舶の指定を解除した地方局等及び出張所の長は、当分の間、慎重審査対象船舶指定解除通報（別記第2号様式）をもって入管WANにより本庁へ報告する。

この場合において、当該解除が不適切であるとして、本庁から慎重審査対象船舶指定解除取消の指示がなされたときは、解除を取り消す。

(5) 出張所の長が自らの判断により解除することが適当でないとするものについては、上局に進達する。

第3章 慎重審査対象船舶の入出港等

第1 慎重審査対象船舶からの入港通報があった場合の措置

1 入国審査官は、船長又は運送業者から慎重審査対象船舶に係る入港通報があったときは、地方局等又は出張所の長に報告の上、審査方法等について指示を受ける。

2 [Redacted]

第2 慎重審査対象船舶の入出港時における取扱い

1 [Redacted]

2 [Redacted]

3 [Redacted]

4 出港時の通報

地方局等又は出張所の長は、当該船舶が本邦の他の港に向けて出港するときには、出港通報（別記第5号様式）をもって、次港を分担する地方局等又は出張所の長に通報する。

第3 慎重審査対象船舶の乗員に対する上陸許可の取扱い

1 [Redacted]

- [Redacted]
- (1) [Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
ア [Redacted]
イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (注) [Redacted]
[Redacted]
- (3) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- 2 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
- 3 [Redacted]
[Redacted]

第4 脱船逃亡事案が発生した船舶の長又は運送業者に対する指示

地方局等又は出張所の長は、脱船逃亡事案が発生した船舶及び脱船逃亡事案が発生したことにより慎重審査対象船舶に指定されている船舶については、当該船舶の船長及び運送業者に対して、乗員の管理を徹底するよう指示する。

第4章 様式

別記第1号様式



別記第2号様式



別記第3号様式



別記第4号様式

(削除)

別記第5号様式



別記第 1 号様式 (入在要領第 15 編)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

別記第2号様式 (入在要領第15編)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

別記第 3 号様式 (入在要領第 15 編)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

別記第5号様式（入在要領第15編）

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]